

## 資料57 水質汚濁に係る規制措置の状況

根拠法令	水質汚濁防止法		水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例
排水口に係る濃度の基準	有害物質以外	(対象) 法に基づく特定事業場のうち日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上 p H 5.0~9.0(海域へ排出) 5.8~8.6(海域以外へ排出) B O D 160(120) C O D 160(120) S S 200(150) ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量) 5 ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量) 30 フェノール類 5 銅 3 亜鉛 2 溶解性鉄 10 溶解性マンガン 10 クロム 2 大腸菌群数 (3,000) 窒素 120(60) 燐 16(8)	(対象) 淀川水域等及び北部閉鎖性水域に立地する法に基づく特定事業場のうち、それぞれ日平均排水量30m <sup>3</sup> 以上又は50m <sup>3</sup> 以上 (新設特定事業場の例) B O D 25(20) C O D 25(20) S S 90(70) ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)※ 20 フェノール類※ 1 (注) ・ 単位はmg/L (p Hは単位なし。また、大腸菌群数のみ個/c m <sup>3</sup> ) ・ ( ) 内は日間平均値の許容限度 ・ 硝素及び燐については、閉鎖性水域に限り適用 ※の条例による規制は、舞鶴湾水域、阿蘇海水域及び久美浜湾水域には適用しない。
		この他に瀬戸内流域の事業場に対し、C O D、窒素及び燐について総量規制が適用されます。	
	有害物質	(対象) 法に基づく特定事業場 カドミウム及びその化合物 0.03 シアン化合物 1 有機燐化合物 1 六価クロム化合物 0.5 鉛及びその化合物 0.1 砒素及びその化合物 0.1 水銀及びアルキル水銀 0.005 その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 検出されないこと ポリ塩化ビフェニル 0.003 トリクロロエチレン 0.1 テトラクロロエチレン 0.1 ジクロロメタン 0.2 四塩化炭素 0.02 1, 2-ジクロロエタン 0.04 1, 1-ジクロロエチレン 1 シス-1, 2-ジクロロエチレン 0.4 1, 1, 1-トリクロロエタン 3 1, 1, 2-トリクロロエタン 0.06 1, 3-ジクロロプロパン 0.02 チウラム 0.06 シマジン 0.03 チオベンカルブ 0.2 ベンゼン 0.1 セレン及びその化合物 0.1 ほう素及びその化合物 230(海域へ排出) 10(海域以外へ排出) ふつ素及びその化合物 15(海域へ排出) 8(海域以外へ排出) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 100※ 1, 4-ジオキサン 0.5 ※アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	(対象) 淀川水域等及び北部閉鎖性水域に立地する法に基づく特定事業場 (新設特定事業場の例) シアン化合物 0.5 有機燐化合物 0.5 六価クロム化合物 0.25 (注) 単位はmg/L
条例に基づく規制項目			京都府環境を守り育てる条例 (対象) 条例の特定工場等のうち日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上 ニッケル 2 (注) 単位はmg/L ※この他に、特定工場に対し、B O D、C O D及びS Sについて汚濁負荷量規制があります。